

医療的ケア児とは

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

それ以外の医療行為として、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿等があります。

ご利用案内

- 豊島区在住のご本人、ご家族
- 各関係機関の支援者

相談

- 電話
- 来所 *事前予約が必要です。

受付時間

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- 午前9時から午後5時まで

SDGs 未来都市としま



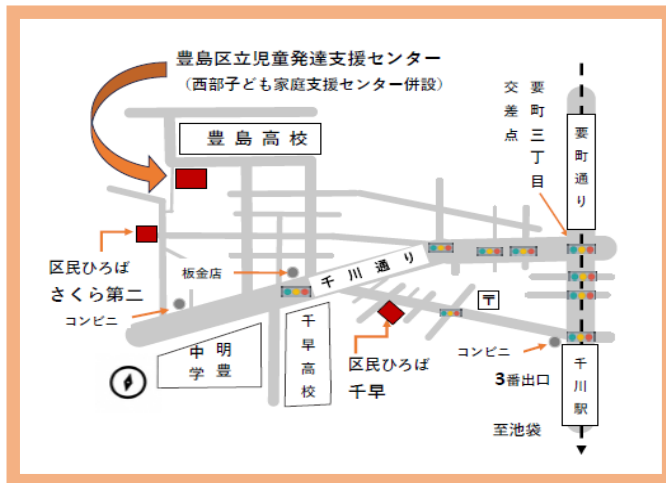
豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

案内図

豊島区役所



豊島区立児童発達支援センター



豊島区 医療的ケア児相談窓口

「豊島区障害福祉課」
「豊島区立児童発達支援センター」
に医療的ケア児等コーディネーター
を配置しました。



医療的ケアが必要な方で、困ったことがある場合は、お気軽にご相談ください。

豊島区福祉部障害福祉課 児童・障害児支援グループ

豊島区南池袋2-45-1
豊島区役所4階3番窓口
03-4566-2451

豊島区立児童発達支援センター

豊島区千早4-6-14
03-6777-0370

※繋がりがづらい時は、西部子ども家庭支援センター
（03-5966-3131）へおかけください。

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

重症心身障害児(者)の健康保持と在宅で介護する家族の介護負担を軽減することを目的として、訪問看護ステーションから看護師が一定時間自宅等に滞在し、医療的ケア等を家族に代わって行います。



障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請の際、本人や保護者の意向から適切なサービスの組み合わせを検討し、障害児支援利用計画書の作成や通所決定後の連絡・調整等を行います。【区内10事業所、うち1事業所に医療的ケア児コーディネーター所属。】



短期入所(ショートステイ)

障害児(者)等の介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障害児(者)施設や病院に短期間入所して必要な支援を行います。【区内に4施設、うち1施設で医療的ケア児を受け入れ可能。その他、23区内では3施設で医療的ケア児を受け入れ可能。(江東区・北区・板橋区)】

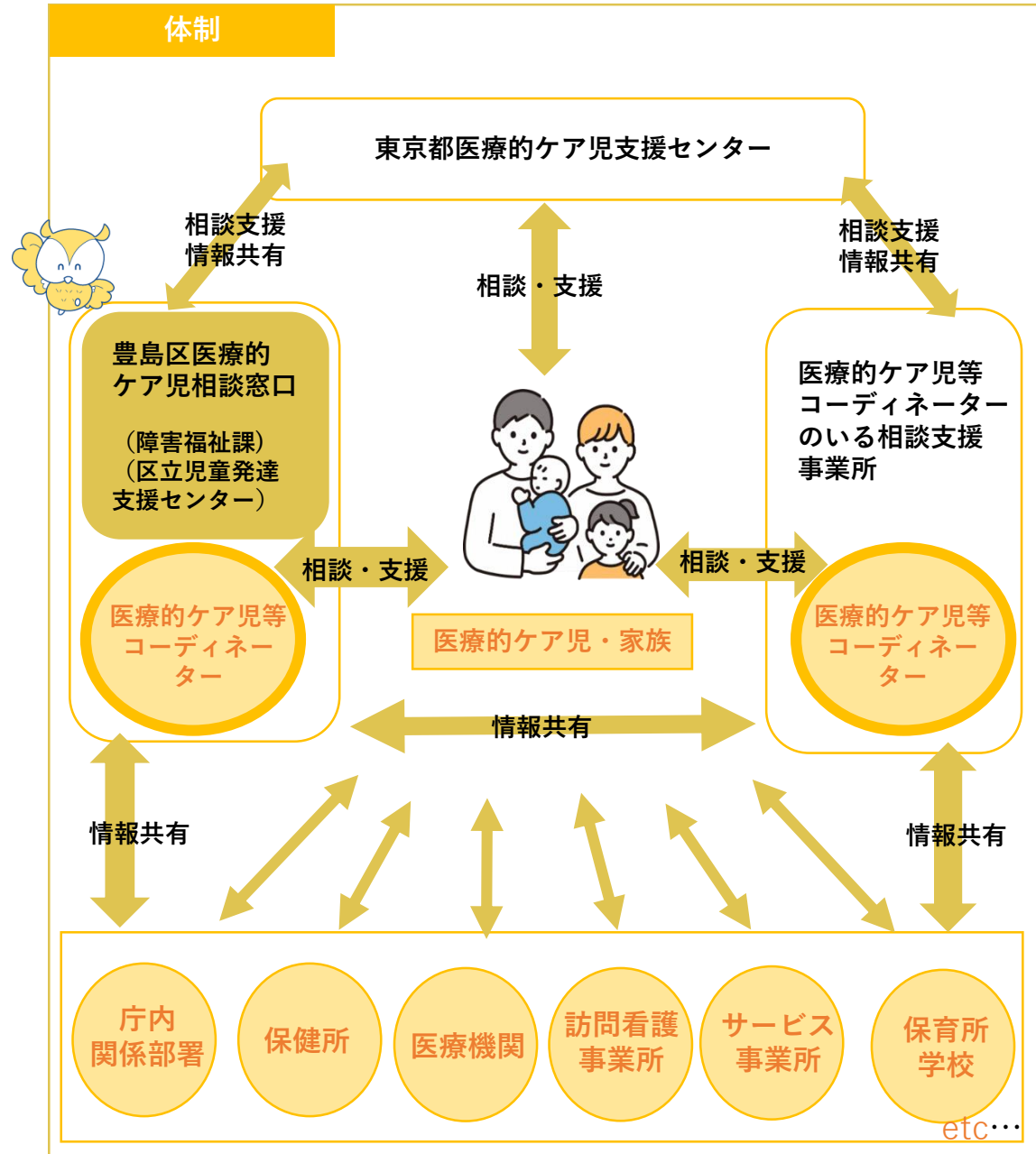


居宅介護

在宅生活に必要な通院介助及び入浴・排せつ及食事等の身体介護等のため、ヘルパーを派遣します。



豊島区役所内に医療的ケア児等コーディネーターを配置



医療的ケア児等コーディネーターとは

- 利用できる制度やサービスについての案内
- 関係機関及び庁内関係部署間における情報共有や連携の促進
- 地域資源等の把握
- 地域づくり
- 豊島区医療的ケア児等支援協議会の実施 等

相談例

- NICU（新生児集中治療管理室）やGCU（回復治療室）退院時の相談
- 利用できるサービスがあるのか分からない
- 豊島区の制度を知りたい
- どこに相談をしたらよいのか分からない 等

お話を聞き、適切な情報の提供や相談機関に繋がります。

医療的ケア児及びご家族が利用できる主な行政サービス



https://www.city.toshima.lg.jp/503/kenko/shogai/shogaijishien/documents/ikea_4.pdf